

令和7年度

第1回宮代町いじめ不登校対策
連絡会議資料

令和7年6月10日
宮代町教育委員会

宮代町いじめ防止等のための組織に関する条例

目次

第1章 総則（第1条）

第2章 宮代町いじめ不登校対策連絡会議（第2条—第10条）

第3章 宮代町いじめ問題調査委員会（第11条—第20条）

第4章 宮代町いじめ問題再調査委員会（第21条—第27条）

附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、宮代町立小・中学校（以下「学校」という。）におけるいじめ防止等のための取組の一層の充実を図るため、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）の規定に基づき宮代町が設置する宮代町いじめ不登校対策連絡会議、宮代町いじめ問題調査委員会及び宮代町いじめ問題再調査委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

第2章 宮代町いじめ不登校対策連絡会議

（設置）

第2条 法第14条第1項の規定に基づき、宮代町いじめ不登校対策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第3条 連絡会議は、次に掲げる事項を所掌する。

- （1）いじめ問題に関する施策の推進及び調整に関すること。
- （2）町内におけるいじめ問題・不登校の現状把握、分析等に関すること。
- （3）その他いじめ問題・不登校の解決に必要な事項に関すること。

（組織）

第4条 連絡会議は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから宮代町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が任命する。

- （1）学校管理職
 - （2）学校職員
 - （3）学校配置相談員
 - （4）宮代町教育支援センター職員
 - （5）警察関係者
 - （6）児童福祉関係者
 - （7）人権擁護委員
 - （8）宮代町PTA連絡協議会を代表する者
 - （9）宮代町職員
 - （10）前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者
- （任期）

第5条 委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第6条 連絡会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、連絡会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 連絡会議の会議は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

3 連絡会議の会議は、第4条第2項第1号から第10号までの委員で構成する全体会議及び同項第1号から第4号までの委員で構成する事務部門会議とする。

4 連絡会議の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

5 連絡会議は、必要があるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は関係者に必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第9条 連絡会議の庶務は、教育推進課において処理する。

(委任)

第10条 この章に定めるもののほか、連絡会議の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

第3章 宮代町いじめ問題調査委員会

(設置)

第11条 法第14条第3項及び法第28条第1項の規定に基づき、宮代町いじめ問題調査委員会（以下「調査委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第12条 調査委員会は、教育委員会の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議する。

(1) 法第14条第3項に規定するいじめ防止等のための対策に関すること。

(2) 法第28条第1項各号に規定する重大事態（以下「重大事態」という。）に関すること。

(組織)

第13条 調査委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、法律、心理、教育等の専門的な知識及び経験を有する者のうちから教育委員会が任命する。

(委員長及び副委員長)

第14条 調査委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、調査委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第15条 調査委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、会議の議長となり、議事を整理する。

3 調査委員会の会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

4 調査委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 調査委員会における調査の内容、方法等は、会議において定める。

6 調査委員会は、必要があるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は関係者に必要な資料の提出を求めることができる。

(会議等の非公開)

第16条 会議及び調査の手続は、原則公開しない。

(任期)

第17条 委員の任期は、任命した日から第12条に規定する諮問事項に関する調査審議が終了するまでの間とする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第18条 この章に定めるもののほか、調査委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(準用)

第19条 第8条及び第9条の規定は、調査委員会について準用する。この場合において、第9条中「連絡会議」とあるものは「調査委員会」と読み替えるものとする。

(学校における調査)

第20条 教育委員会は、重大事態等が発生した場合で、法第22条に基づく組織による調査が一定程度進んでいると認められるときは、学校を主体とする組織において調査させることができる。

2 教育委員会は、前項により学校を主体とする組織において調査を実施させる場合は、当該組織の中にいじめ問題調査専門委員（以下「専門委員」という。）を配置することができる。

3 専門委員は、法律、心理、教育等の専門的知識及び経験を有する者のうちから教育委員会が任命する。

第4章 宮代町いじめ問題再調査委員会

(設置)

第21条 法第30条第2項の規定に基づき、宮代町いじめ問題再調査委員会（以下「再調査委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第22条 再調査委員会は、町長の諮問に応じて、重大事態に係る調査の結果等について必要な調査審議を行う。

(組織)

第23条 再調査委員会は、委員5人以内で組織する。

2 委員は、法律、心理、教育等の専門的な知識及び経験を有する者のうちから町長が任命する。

3 調査委員会の委員であった者は、同一事案において再調査委員会の委員となることはできない。

(任期)

第24条 委員の任期は、任命の日から第22条に規定する諮問事項に係る調査審議が終了するまでの間とする。

(庶務)

第25条 再調査委員会の庶務は、総務課において処理する。

(委任)

第26条 この章に定めるもののほか、再調査委員会の運営に関し必要な事項は、町長が別に定める。

(準用)

第27条 第8条及び第14条から第16条までの規定は、再調査委員会について準用する。この場合において、第14条及び第15条の規定中「調査委員会」とあるのは「再調査委員会」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例(平成18年宮代町条例第10号)の一部を次のように改正する。

別表 2 附属機関の委員中

介護給付費等の支給に関する審査会の委員	日額 15,000円	日額 300円
---------------------	------------	---------

介護給付費等の支給に関する審査会の委員		日額 15,000円	日額 300円
いじめ問題調査委員会の委員	委員長	日額 22,000円	日額 300円
	委員	日額 20,000円	日額 300円
いじめ問題再調査委員会の委員	委員長	日額 22,000円	日額 300円
	委員	日額 20,000円	日額 300円

改める。

別表 3 その他の特別職に次のように加える。

いじめ問題調査専門委員	月額 20,000円	月額 300円
-------------	------------	---------

暴力行為発生件数 過去6年間の経年変化

○昨年度と比較して小・中学校とも増加傾向。

○小・中学校ともに生徒間暴力が最も多く、次に小学校は対教師暴力、中学校は器物損壊が多い。

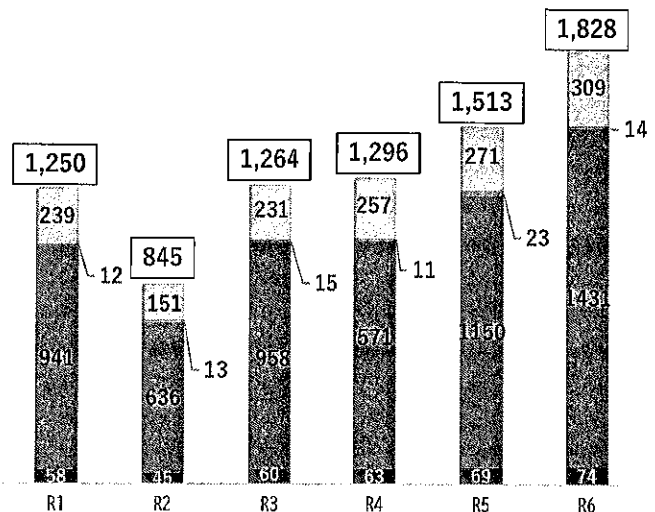
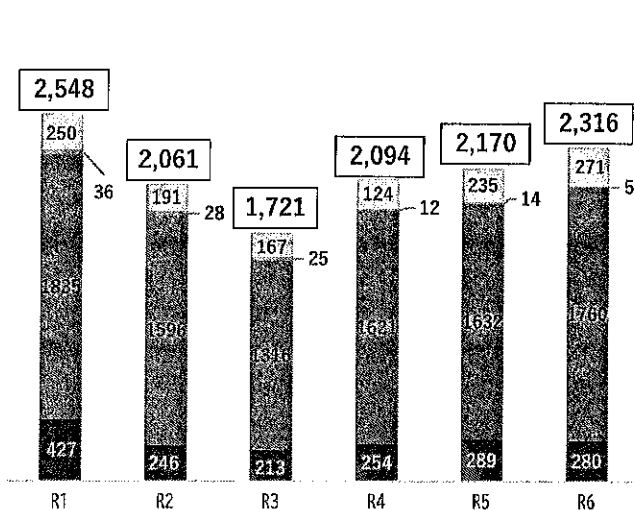
令和6年度
第2回生徒指導調査結果から

小学校 (単位: 件)

■ 対教師 ■ 生徒間 ■ 対人 ■ 器物損壊

中学校 (単位: 件)

■ 対教師 ■ 生徒間 ■ 対人 ■ 器物損壊



暴力行為 加害児童生徒数

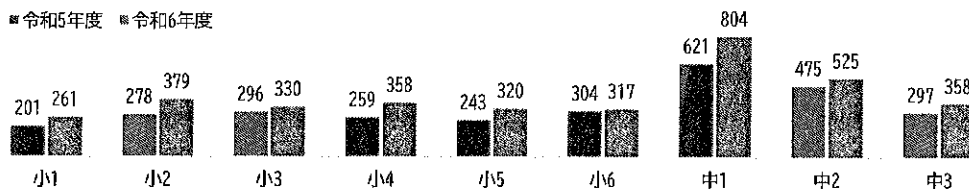
○昨年度と比較して小・中学校のどの学年においても増加している。

○暴力行為を2回以上行った児童生徒数は昨年度並み。

○学年間において小学校はほぼ横ばい、中学校は学年を追うごとに減少している。

【小・中学校】 加害児童生徒数（学年別内訳）(単位: 人)

■ 令和5年度 ■ 令和6年度



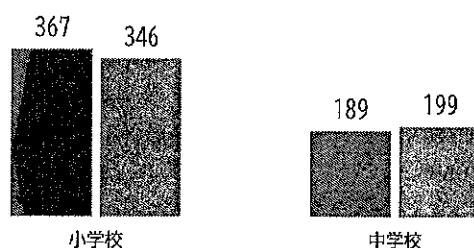
(単位: 人)

	令和5年度	令和6年度
小学校	1,581人	1,965人
中学校	1,393人	1,687人

*昨年度同時期との比較

【小・中学校】 暴力行為を2回以上行った児童生徒数 (単位: 人)

■ 令和5年度 ■ 令和6年度



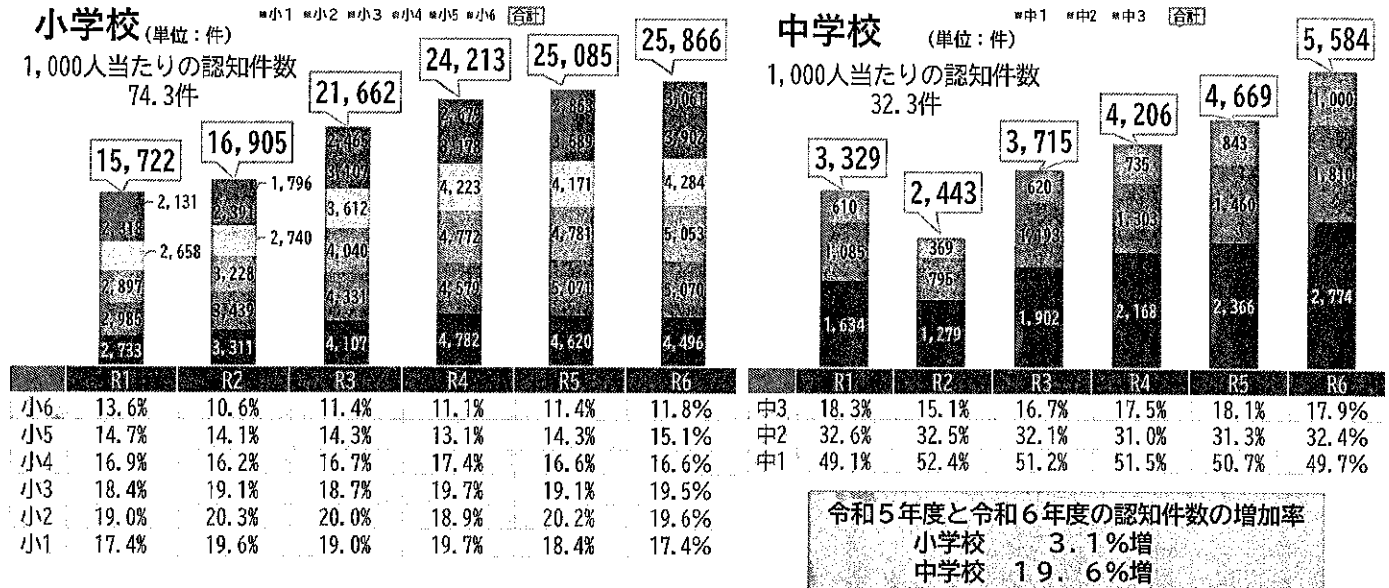
暴力行為を2回以上行った児童生徒の割合

	令和5年度	令和6年度
小学校	23.2%	17.6%
中学校	13.6%	11.8%

*暴力行為を2回以上行った児童生徒数 ÷ 加害児童生徒数

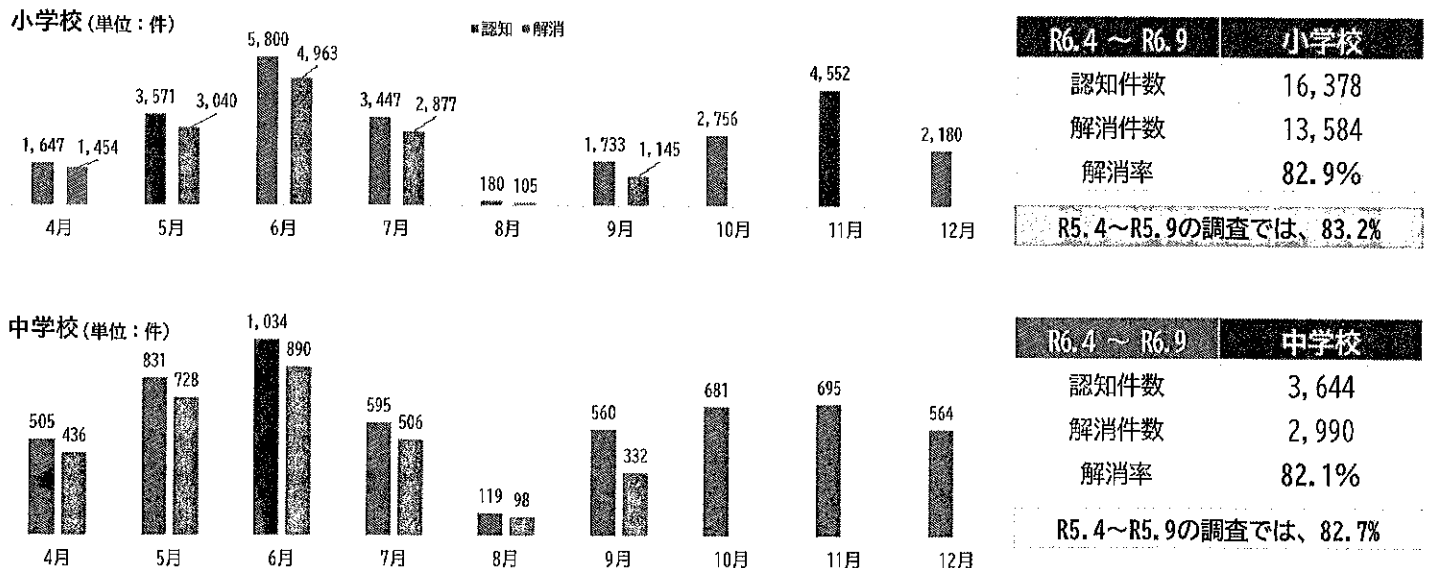
いじめ認知件数 過去6年間の経年変化

- 小学校では2年、中学校では1年の割合が高く、学年を追うごとに減少傾向にある。
- 令和5年度と令和6年度を比較すると、中学校の増加率が小学校より多い。
- 中学校のいじめ認知件数は、中学1年が約半数を占めている。



月ごとのいじめ認知件数・解消件数

- 小学校では、6月の認知件数が多く、中学校では、5月と6月の認知件数が多い。
- 令和6年4月～9月までの解消率は、昨年同時期と概ね同様の状況となっている。
- 小・中学校ともに、年度当初のいじめが解消されていないことから、いじめの継続または見守りの長期化考えられる。



いじめ認知件数 1人1台端末を使たいじめ

○一人一台端末を使たいじめの割合は小学校で横ばい、中学校で減少している。

○第1回の調査と比較し、小学校において写真等の加工や端末から得た情報を他の媒体に介したいじめが多くなっている。

(単位: 件)

小学校	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
件数	0	6	5	29	21	27	88

中学校	1年生	2年生	3年生	合計
件数	14	6	8	28

いじめの認知件数における
一人一台端末を使たいじめの割合

	小学校	中学校
割合	0.34%	0.50%

R5.4~R5.12の割合⇒小学校0.33%、中学校0.60%

【「1人1台端末を使たいじめ」の具体的な事案(抜粋)】

- ・ 教室で学習をしている時間に、友達のことを本人の了承を得ずに、カメラで写真を撮った。
- ・ 係活動で作成したプログラミングのデータを誰かに改変されたり、悪質なコメントを書かれたりした。
- ・ Googleアカウントに勝手にログインされ、見ると不快に思う壁紙に変えられた。
- ・ 被害児童のタブレットで被害児童の写真を撮り、その写真を加害児童が被害児童のタブレットのデスクトップ画像に設定した。
- ・ 昨年、水泳の授業で着替えているとき、タブレットで動画を撮られた。
- ・ 主に総合的な学習の時間の授業において、スライドを共有して編集をしていたところ、写真を変更したり暴言を書き込んだりした。
- ・ 授業で使った学習ソフトに入力した内容を故意に複数回削除される。
- ・ Teamsのチャット欄に「友達やめる」と書かれた。
- ・ オンライン授業における暴言。複数生徒に対して「障がい者だ」と発言したことによる、精神的苦痛。
- ・ 塾で友人の顔を撮影し、加工して同級生に流出させた。
- ・ chromeのスライドを使い、個人を誹謗中傷する内容を作成した。
- ・ 教室にて、部活で使用するために自分のタブレットを放置していたところ、同クラス生徒に背景を勝手に変えられる。画像の内容が被害者生徒の体形をバカにしたようなものだった。
- ・ 技術の時間で双方向通信を学ぶ授業でチャットプログラムの作成を行った。チャットを行っている最中に、本人を誹謗中傷するものと思われる投稿が行われた。

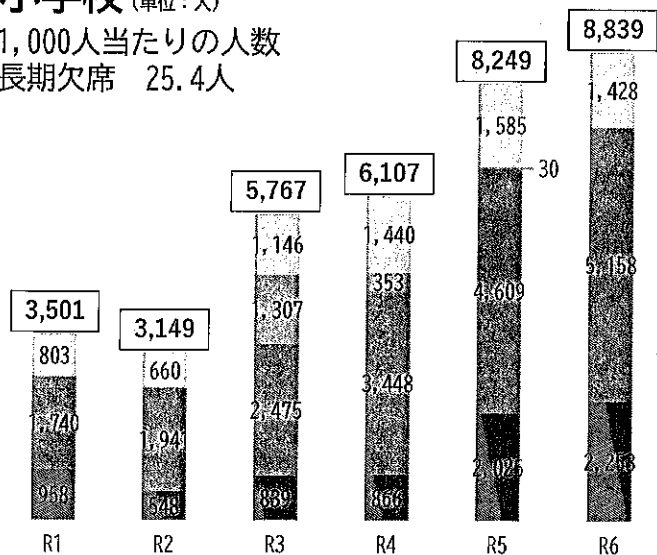
30日以上長期欠席者数の過去6年間の経年変化

○令和元年度と比較し、長期欠席者数は小学校で2.5倍、中学校で1.7倍となっている。

○長期欠席者数を令和5年度と比較すると、小学校では増加、中学校では横ばいの状況である。

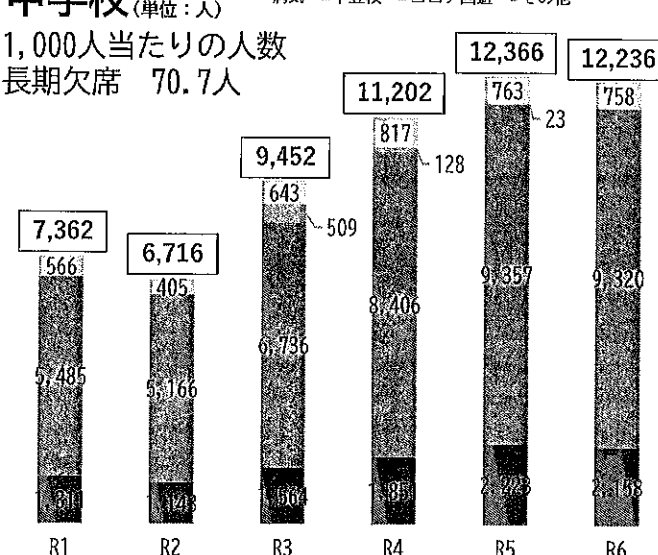
小学校 (単位: 人) ■病気 ■不登校 ■コロナ回避 ■その他

1,000人当たり的人数
長期欠席 25.4人



中学校 (単位: 人) ■病気 ■不登校 ■コロナ回避 ■その他

1,000人当たり的人数
長期欠席 70.7人



不登校者数の過去6年間の経年変化

- 令和元年度と比較し、不登校児童生徒数は小学校で3.0倍、中学校で1.7倍となっている。
- 不登校者数を令和5年度と比較すると、小学校では増加、中学校では横ばいの状況である。

小学校

(単位:人)

1,000人当たりの人数

不登校 14.8人

令和5年度 4,409人 → 令和6年度 5,158人 (1.2倍)

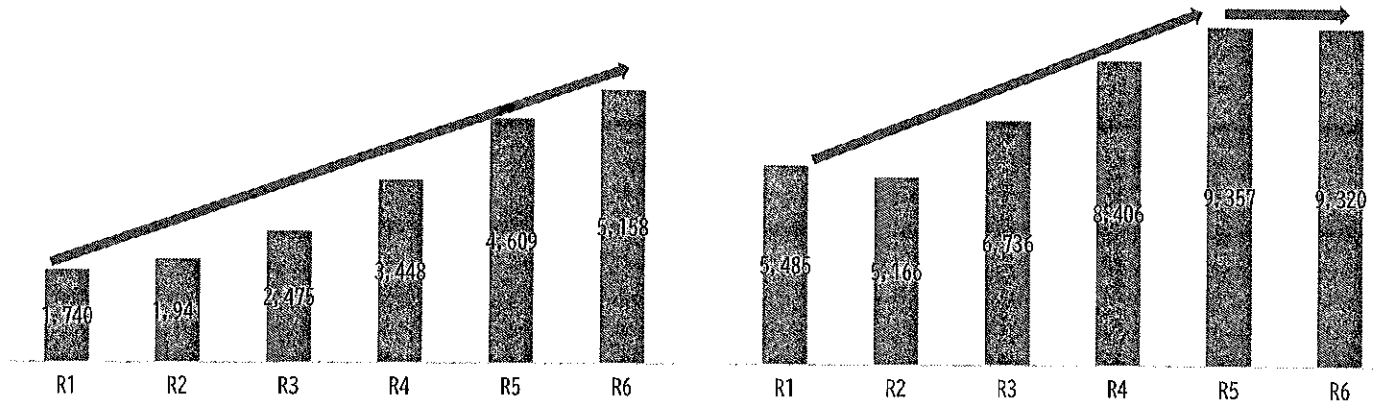
中学校

(単位:人)

1,000人当たりの人数

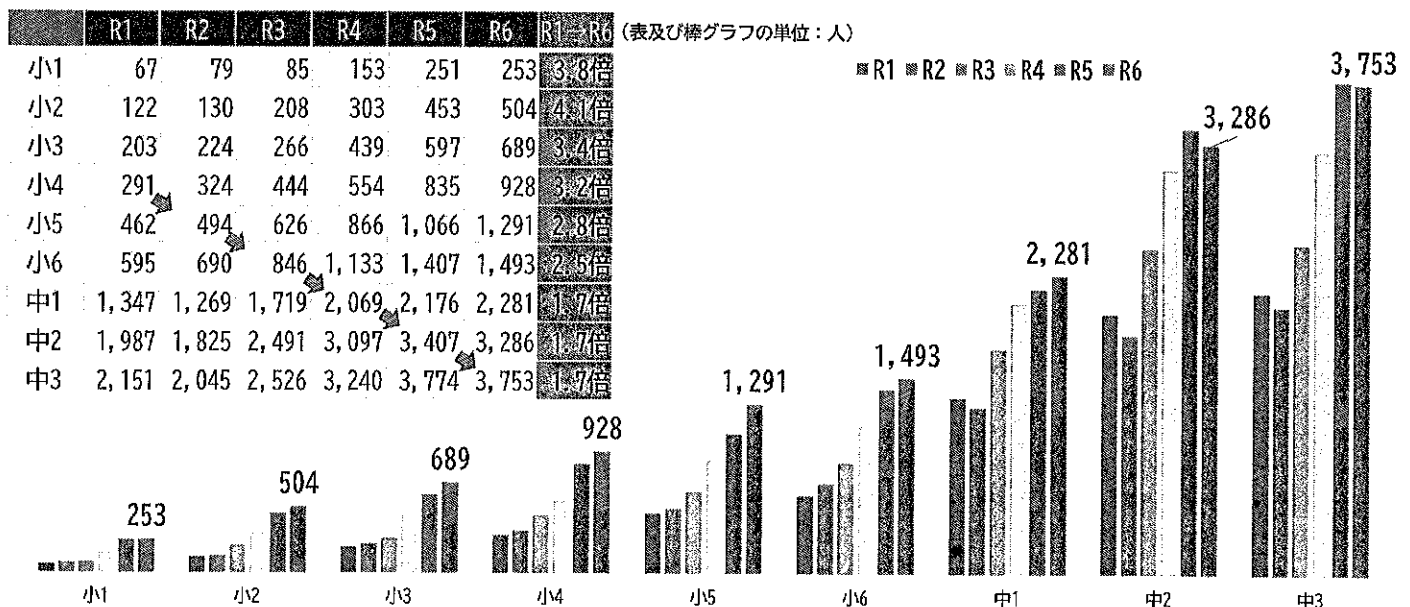
不登校 53.9人

令和5年度 9,357人 → 令和6年度 9,320人 (1.0倍)



不登校児童生徒数の過去6年間の経年変化 (学年別)

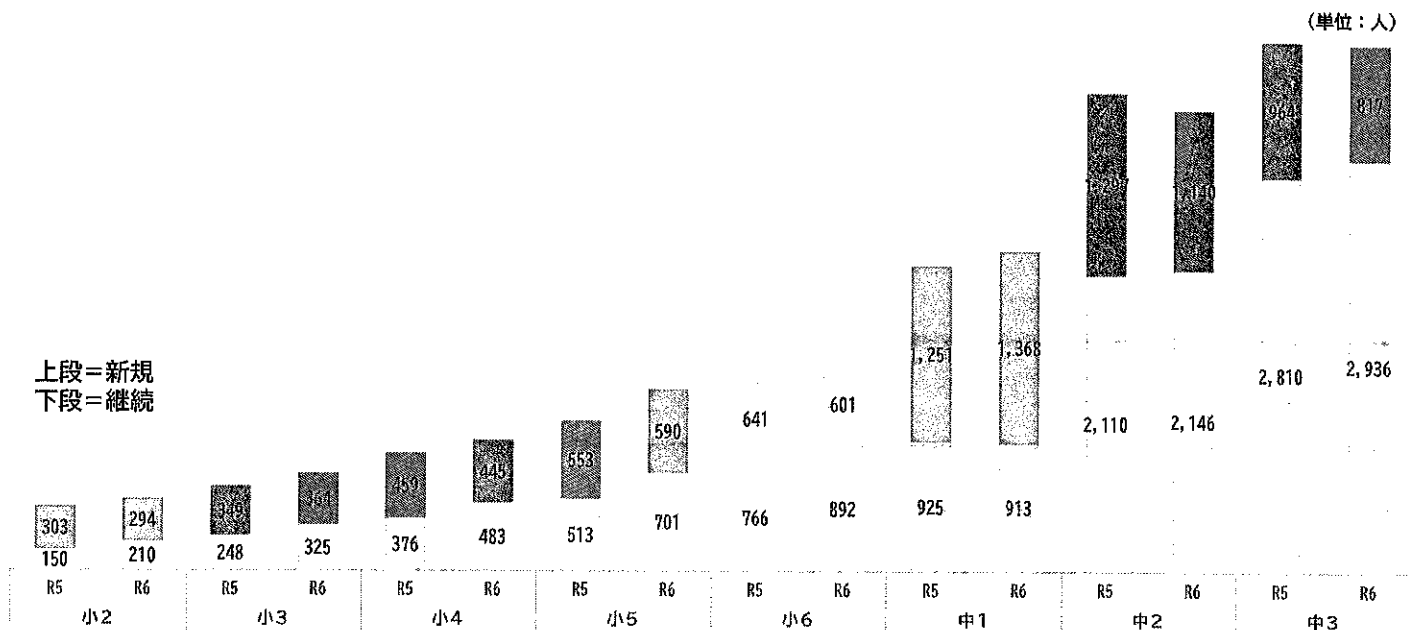
- 令和元年度と令和6年度を比較すると、小学校1学年が3.8倍、小学校2学年が4.1倍に増加している。
- 同集団の経年変化をみると、進級するにつれて不登校児童生徒数が増加している。



不登校児童生徒の新規・継続について

○中学校1学年で新規に不登校になる児童生徒数が多い。

○小学校低学年と中学校1学年では、継続者数よりも新規の不登校者数の方が多い。



指導要録上の出席扱いとなった不登校児童生徒数 (学年別)

○全ての学年で学校外の機関等の取り組みを出席扱いとしている学校が多い。

○学年が上がるにしたがって、出席扱いになる割合が増加傾向である。

(単位:人)

項目/学年	小1	小2	小3	小4	小5	小6	中1	中2	中3
① 学校外の機関等	13(11)	52(34)	66(31)	87(55)	131(89)	149(119)	231(197)	385(388)	475(401)
② ICT等の活用	7(4)	13(21)	21(26)	25(33)	38(48)	45(74)	64(28)	98(96)	107(66)
③ ①、②両方	2(3)	7(7)	21(13)	38(27)	45(22)	43(44)	55(41)	75(71)	76(41)
合計[A]	22(18)	72(62)	108(70)	150(115)	214(159)	237(237)	350(266)	558(555)	658(508)
不登校生徒数[B]	253(251)	504(453)	689(597)	928(835)	1,291(1,066)	1,493(1,407)	2,281(2,176)	3,286(3,407)	3,753(3,774)
R6割合[A/B] (R5割合)	8.7% (7.2%)	14.3% (13.7%)	15.7% (11.7%)	16.2% (13.8%)	16.6% (14.9%)	15.9% (16.8%)	15.3% (12.2%)	17.0% (16.3%)	17.5% (13.5%)
昨年度同時期との差	+2.9%	+0.6%	+4.0%	+2.4%	+1.7%	-0.9%	+3.1%	+0.7%	+4.0%

*()内は、昨年度の数値

不登校児童生徒への対応について

- 児童生徒理解・支援シート等を活用した組織的・計画的支援は、小学校63.1%、中学校61.3%が実施。
 ○家庭訪問を通じた児童生徒への積極的な支援や家庭への適切な働き掛けは、小学校52.8%、中学校74.2%が実施。
 ○不登校児童生徒の学習状況の把握と学習の評価の工夫は、小学校62.0%、中学校66.6%が実施。
 ○小中学校共に、「学校のプリントを活用した学習の機会を提供している。」の割合が一番多い。

区 分 (複数回答)	小学校		中学校	
	実人数	割合	実人数	割合
① 児童生徒理解・支援シート等を活用した組織的・計画的支援を実施している。	3,254	63.1%	5,709	61.3%
② 家庭訪問を通じた児童生徒への積極的な支援や家庭への適切な働き掛けを実施している。	2,721	52.8%	6,914	74.2%
③ 不登校児童生徒の学習状況の把握と学習の評価の工夫をしている。	3,198	62.0%	6,211	66.6%
④ パソコン等で民間業者が提供するICT教材や個別学習できるシステムを活用した学習の機会を提供している。	1,929	37.4%	4,133	44.3%
⑤ 市町村立教育支援センター等作成のICT教材を活用した学習の機会を提供している。	571	11.1%	1,533	16.4%
⑥ 学校のプリントを活用した学習の機会を提供している。	3,391	65.7%	7,451	79.9%
⑦ 通信教育を活用した学習の機会を提供している。	354	6.9%	782	8.4%
⑧ ICT機器を活用し、在籍校の授業を自宅に配信して行う学習の機会を提供している。	1,521	29.5%	2,138	22.9%
⑨ 教育支援センター（適応指導教室）や民間施設等と連携し、学習の機会を提供している。	964	18.7%	1,592	17.1%
⑩ 1人1台端末を活用した心や体調の変化の早期発見のためのアプリ等を用いた把握をしている。	910	17.6%	1,451	15.6%
⑪ 校内教育支援センター（スペシャルサポートルーム等）を校内に設置し、学習の機会を提供している。	1,024	19.9%	2,181	23.4%
⑫ ④⑤⑥⑦⑧⑨を活用した学習活動を指導要録上出席扱いとしている。	803	15.6%	1,566	16.8%

自殺予防の取組について

- 自殺予防の取組において、小・中学校ともに教育相談体制の充実や家庭や地域への注意喚起の実施が多い。
 ○メンタルヘルスリテラシーツールの活用推進をしていく必要がある。

	小学校	中学校	(単位: 校)
① SOSの出し方に関する教育	477	343	
② 教育相談体制の充実	600	343	
③ 専門家や関係機関との連携	322	208	
④ 自殺予防に関する教職員の校内研修	483	243	
⑤ 自殺予防に関する市町村教育委員会主催の研修	273	139	
⑥ メンタルヘルスリテラシーツールの活用	185	102	
⑦ 家庭や地域への注意喚起	600	307	※ さいたま市立学校を除く

【その他の主な取り組み(抜粋)】

- ・ハイパーQUTテスト全児童の実施と研修 ・助産師によるいのちの授業を実施している。
- ・各学期に1回、心の信号機(学校生活におけるいじめ等のアンケート)を実施し、児童への不安や悩みを取り除く取組を行っている。
- ・自殺予防に関するお知らせ等を、PDF形式で全保護者へ電子化し送信している。
- ・自殺予防未然防止について理解と協力態勢を構築している。
- ・埼玉県弁護士会による「いじめ予防授業の実施」 ・保護者へのメンタルヘルスリテラシー向上のための動画上映
- ・全校で実施済みのメンタルヘルス教育の内容について、保健委員会の生徒が復習のためのミニ講座を行った。
- ・コーピングなどの短時間で出来るトレーニング ・メンタルヘルスに係る授業の実施

いじめの認知について

～先生方一人一人がもう一度確認してください。～

● いじめの認知をめぐる現状

先生方も既に報道等で御承知のことと思いますが、児童生徒千人当たりのいじめ認知件数は、最多の都道府県と最少の都道府県とで30倍以上の開きが生じています（平成26年度問題行動等調査）。この差は他の調査項目（暴力行為や不登校など）における差と比べて極端に大きく、実態を正確に反映しているとは考え難い状況です。

● 調査結果を見た保護者や地域の心配

- ・【不信】ちゃんとした調査だろうか？なんで〇〇県と隣の〇〇県でこんなに違うんだ？
- ・【誤解】こんなに認知件数が多い〇〇県は、子供たちが荒れているのではないか？しっかりといじめ防止対策を取っているのか？
- ・【疑念】〇〇県はいじめの認知件数が少ないが隠しているのではないか？

◆ 先生方それぞれでいじめの捉え方の差があるようです。

先生方は、いじめの事案に一生懸命に対応する中でいじめの問題に的確に対処する力を身に付けるのと同時に、先生方それぞれのいじめの概念が作られている可能性があります。

いじめ問題への思いが強ければ強いほど、それぞれのいじめの概念への思いも強いかもしれませんが、しかしこのことは、基準のばらつきにもなってしまいます。

◆ いじめの認知を正確に行うことは極めて重要です。

- ・「こんな事案までいじめと数えたら一体何件までふくれあがるのか」
- ・「一回きりだからいじめとして認知するのはいかなものか」

といった声を聞くことがよくあります。

確かに、初期段階のいじめは子供たちだけで解決できることも多々あり、大人が適切に関わりながら自分たちで解決する力を身に付けさせることも大切です。しかし過去のいじめ事案を見ると、いじめはほんの些細なこと（こんな事案まで・・・、一回きりだから・・・）から予期せぬ方向に推移し、自殺等の重大な事態に至ることもあるのが現実です。そのため、初期段階のいじめであっても、あるいは一回限りのいじめであっても、学校が組織として把握し（いじめの認知）、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげることが重要です。

いじめ防止対策推進法では、このような過去の教訓を重く受け止め、いじめという行為が定義付けられました。そして、いじめがあったことが確認された場合には、いじめをやめさせるなどの措置を講じなければならないとされています。

◆ いじめの定義を再確認しましょう。

いじめ防止対策推進法第2条第1項

この法律において「いじめ」とは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

このように、いじめの定義には、

- ① 行為をした者（A）も行為の対象となった者（B）も児童生徒であること
- ② AとBの間に一定の人的関係が存在すること
- ③ AがBに対して心理的又は物理的な影響を与える行為をしたこと
- ④ 当該行為の対象となったBが心身の苦痛を感じていること

という4つの要素しか含まれていません。かつてのいじめの定義には「自分よりも弱い者に対して一方的に」、「継続的に」、「深刻な苦痛」との要素が含まれていましたが、法律上の定義にそれらの要素は含まれていないことに留意してください。



なお、物を隠されたり、上履きに画鋲を入れられたり、悪口を書いたメモを机の上に置かれたりしたが誰がやったか分からない場合、行為者が不明であれば①②の要件が満たされるとは言えませんが、実際に学校ではいじめとして対応していることは言うまでもなく、問題行動等調査においていじめがあったものとして取り扱ってください。

◆ 具体的な事例で確認してみましょう。



事例

(定期的実施しているアンケート調査で、Bが「いじめを受けた」と回答した。そこで、Bと面談で確認するなどした結果、以下の事実があったことを確認できた。)

体育の時間にバスケットボールの試合をした際、球技が苦手なBはミスをし、Aからミスを責められたり他の同級生の前でばかにされたりし、それによりBはとても嫌な気持ちになった。見かねたCが「それ以上言ったらかわいそうだよ」と言ったところ、Aはそれ以上言うのをやめ、それ以来、BはAから嫌なことをされたり言われたりしていない。その後、Bもだんだんとバスケットボールがうまくなっていき、今では、Aに昼休みにバスケットボールをしようと誘われ、それが楽しみになっている。

【この事例のA君の行為は、定義に照らしていじめに該当するものと考えられます。】

文部科学省は、この事例を題材に、10都道府県(域内の市町村を含む。)の教育関係者を対象とする抽出調査を実施しました。その結果、ある都道府県は18名中17名(約94%)がいじめとして認知すると回答しました。また、別の都道府県は、18名中2名(約11%)がいじめとして認知すると回答しました。抽出調査の結果ではありますが、この差が冒頭で述べた「30倍以上の開き」につながっているのではないかと考えます。

◆ 「いじめの芽」や「いじめの兆候」それも「いじめ」です。

学校現場において、「いじめの芽」や「いじめの兆候」といった言葉が用いられています。例えば「いじめやその兆候を早期の段階で把握するよう努めた。」といった具合にです。しかし、こうした言葉を用いる中で、いじめそのものであるはずの「芽」や「兆候」を、まだ「芽」や「兆候」だからいじめではないと反対に捉えてしまい、いじめを見落としてしまうことがあるのではないかと心配しています。いじめを見落とさないためにも、「芽」や「兆候」についても定義に従い、いじめとして認知してください。

◆ いじめの認知に関する文部科学省の考え方

1 いじめの認知件数が多いことは教職員の目が行き届いていることのあかし

法律上のいじめに該当する事象は、成長過程にある児童生徒が集団で学校生活を送る上でどうしても発生するものであると考えています。ですから、文部科学省は、いじめの認知件数が多い学校について、教職員の目が行き届いていることのあかしであると考えています。正確に認知し、しっかりと対応していくことが大切だと考えています。

反対に、いじめの認知がなかったり、いじめの認知件数が極めて少なかったりする学校は、いじめを見逃していないかと心配しています。

いじめの認知件数が増えても保護者や地域の方々が不安に思わないよう、普段から「積極的に認知し(件数は増える)、早期対応を行っている」ことを丁寧に伝えてください。

2 組織で認知し対応することが重要～ひとりで抱え込まない～

いじめではないかと疑われる事案に接したときは、学校に設置されている「いじめの防止等の対策のための組織」に必ず報告してください。とは言っても、日々発生する事案全てについて、組織の全メンバーが逐一集合することは難しいと思います。そこで、組織のメンバーの中から情報集約担当を決めたり、パソコンで共用のデータベースを作成したりするなど、全メンバーが集合しなくても機動的な対応が取れるよう各学校で工夫をしてください。重要なのは、ひとりで抱え込まないということです。周囲に報告・連絡・相談し、組織として判断してください。

また、学校の組織がしっかりと機能するためには、誰もが自由に発言できることが大切です。事案に対応する中では、迷うこともたくさんあります。そんなときは「これでいじめを受けている子供を本当に守ることができるか」とシンプルに考えてください。そして疑問が心をよぎったときは、いじめが重大な結果に至ることのないよう「この対応でいいんですか？」とためらわずに発言してください。

いじめの重大事態の調査に関するガイドライン改訂の概要

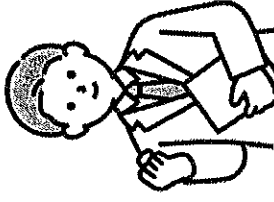
令和6年8月30日改訂



文部科学省

- 平成29年3月に学校の設置者及び学校（以下「学校等」という。）におけるいじめ防止対策推進法、いじめの防止等のための基本的な方針等に則した適切な調査の実施に資するためガイドラインを作成。
- 重大事態の発生件数は、令和4年度に過去最多。法の施行から10年が経過したが、平時からの学校と設置者の連携不足により対応が遅れた例、事前説明不足により調査開始後保護者とトランプルになる例、重大事態調査報告書から、事実関係の認定や再発防止策が読み取れない例等が存在していることから、この度、ガイドラインを改訂。

背景



今回の改訂により、重大事態調査への学校や関係者の対応をより明確化。
円滑かつ適切な調査の実施及びいじめ対象児童生徒や保護者等に寄り添った対応を促す。

第2章

重大事態の発生を防ぐための 未然防止・平時からの備えを記載

- 全ての学校に設置されている学校いじめ対策組織が校内のいじめ対応に当たって平時から実効的な役割を果たし、重大事態が発生した際も、学校と設置者が連携して対応をとるよう必要な取組を記載

第3章

学校等のいじめにおける 基本的姿勢を追記

- 重大事態調査を実施する際は、詳細な事実関係の確認、実効性のある再発防止策の検討等の視点が重要であること、犯罪行為として取り扱われるべきいじめ等であることが明らかであり、学校だけでは対応しきれない場合は直ちに警察への援助を求め、連携して対応することが必要であることを明記

第4章

児童生徒・保護者からの申立てが あった際の学校の対応について追記

- 児童生徒・保護者からの申立てがあった時は、重大事態が発生したものと報告・調査等に当たる。なお、学校がいじめの事実等を確認できていない場合には、早期支援を行うため、必要に応じて事実関係の確認を行う。また、申立てに係るいじめが起り得ない状況であることが明確であるなど、法の要件に照らして重大事態に当たらないことが明らかである場合を除き、重大事態調査を実施することを記載

第6章

第三者が調査すべきケースを具体化し 第三者と言える者を例示

- 自殺事案や被害者と加害者の主張が異なる事案、保護者の不信感が強い事案など調査組織の中立性・公平性を確保する必要性が高いケースを具体化するとともに、第三者の考え方を整理して詳細に記載

第7章

（加害児童生徒を含む） 児童生徒等への事前説明の手順 説明事項を詳細に説明

- 調査目的や調査の進め方について予め保護者と共通理解を図りながら進めることができるよう事前説明の手順、説明事項を詳細に記載

第8章

重大事態調査で調査すべき 調査項目を明確化

- 標準的な調査項目や報告書の記載内容例を示すとともに、調査に当たっての留意事項（聴き取り等の実施方法、児童生徒へのフォロー等）を記載
- 調査報告書作成に係る共通事項（事実経過や再発防止策等）を明記

その他

- 調査の目的を明確化するとともに、各章において、記載の内容の見直し・充実を実施
- 重大事態対応におけるチェックリストを作成
- 「不登校重大事態に係る調査の指針（平成28年3月）」の内容も本ガイドラインに盛り込み、一本化

◆「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」による

1 いじめの認知件数の推移（直近5年間）

	R2	R3	R4	R5	R6
小学校	170	246	543	558	355
中学校	16	10	11	6	4
合 計	186	256	554	564	359
解消数	141	226	351	425	302
年度内解消率	76%	88%	63%	75%	84%

2 不登校児童生徒数の推移（直近5年間）

	R2	R3	R4	R5	R6
小学校	2	4	15	18	18
割 合	0.13%	0.26%	0.97%	1.14%	1.14%
※県割合	0.72%	0.90%	1.23%	1.69%	
中学校	11	18	29	39	42
割 合	1.56%	2.67%	4.23%	5.69%	5.78%
※県割合	3.58%	4.46%	5.49%	6.17%	
合 計	13	22	44	57	60
割 合	0.59%	1.00%	1.97%	2.51%	2.60%
児童生徒数	2197	2203	2237	2268	2305

3 現状について

*令和6年度の「いじめの認知件数」は小学校355件（203件減）、中学校4件（2件減）となった。日頃から、いじめ防止対策等の取組を各校で工夫しながら行っているため、認知件数の減少につながっている。引き続き、早期から把握・発見し、見守りや必要に応じて指導を行い、解決につなげていくために積極的な認知、組織的な対応を行っていく。

*令和6年度の「不登校児童生徒数」は、小学校18名（増減0）、中学校42名（3名増）となった。60名の不登校児童生徒のうち、昨年度からの継続不登校児童生徒が35名、新たな不登校児童生徒が25名であった。新規不登校児童生徒を生まないために各校で工夫しながら取り組んできた。

*宮代町教育支援センターで生活面や学習面を支援したり、教育相談を行ったりし、児童生徒や保護者が安心できる居場所づくり等の支援につながっている。

4 町の主な取組

- (1) 宮代町いじめ防止基本方針の策定【各校も策定／HPに掲載】
- (2) 宮代町いじめ不登校対策連絡会議の実施【年3回】
- (3) 宮代町教育支援センターの開設【平日9:00～16:30】
- (4) さわやか相談員【週5日×3名】及びボランティア相談員【週3日×3名】
の中学校への配置と活用
- (5) 不登校対策学習支援員の配置と活用【週3日×3名】
- (6) スクールソーシャルワーカーの配置と活用【週2日×1名】
- (7) スクールカウンセラーの配置と活用【小・年11回／中・年20日or40日】
- (8) 公認心理師の配置【宮代町教育委員会に月2回配置】